

【消費者トラブル情報 vol.9 : 「定期縛りなし」のネット通販の申し込みにご注意！】

・動画サイトで「定期縛りなし」の広告を見て、1回限りのお試しのつもりでサプリメントを購入した。翌月に2回目の商品が届き、定期購入の契約だったと気付いたという相談が寄せられています。

#### ○アドバイス

・「定期縛りなし」や「回数縛りなし」との広告は、「最低購入回数の指定がない契約（いつでも解約できる定期購入）」である可能性があります。

・ネット通販で注文する際は、必ず最終確認画面で「定期購入が条件になっていないか」「最低購入回数に指定がないか」「2回目以降の代金や解約の条件はどうなっているか」を確認し、スクリーンショットで保存しましょう。

・一度契約すると、一方的にはやめられず支払いの義務が生じます。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

#### ■市消費生活センター相談

[Tel:099-808-7500](tel:099-808-7500)

#### ■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)